

基補発 0326 第 3 号  
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 8 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 14 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 再診料

健康保険において再診料の診療報酬点数が改正されたことを考慮し、労災保険における再診料を、1,430 円としたこと。

診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の別表第一医科診療報酬点数表の再診料の注 3 に該当する場合は、720 円としたこと。

歯科、歯科口腔外科の再診料について、他の病院（病床数 200 床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合の再診料を、1,030 円としたこと。

2 療養の給付請求書取扱料

「療養（補償）等給付たる療養の給付請求書（告示様式第 5 号又は第 16 号の 3）」を取り扱った場合（再発を除く。）の取扱料を、2,200 円としたこと。

3 職業復帰訪問指導料

医師の指示を受けて訪問指導を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

#### 4 リハビリテーション情報提供加算

医師の指示を受けてリハビリテーションの情報提供を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

#### 5 職場復帰支援・療養指導料

(1) 医師の指示を受けて職場復帰のために必要な説明及び指導を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

(2) 高年齢労働者（60歳以上）の労働災害は年々増加しており、労働災害による休業4日以上死傷者数に占める60歳以上の高齢者の割合は30.0%に達している。

また、「高年齢労働者に発症した転倒災害等に係る労災補償給付等の範囲に関する研究（令和6年度労災疾病臨床研究）」（以下「同研究」という。）において、高年齢労働者は軽度な障害であっても、もともと身体予備機能が乏しく、治療・療養期間が長期化しやすいとされている。

さらに、同研究においては、高年齢労働者の復職を促進するために事業所と医療機関の連携強化、業務内容の柔軟な調整を行うことが重要であるとされているため、今般、「職場復帰支援・療養指導料」の内容を拡充して、高年齢被災労働者（60歳以上）に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を交付した場合には150点を加算できるものとしたこと。

#### 6 社会復帰支援指導料

同研究において、高年齢労働者はもともと身体予備機能が乏しく、復職後も労災を繰り返すリスクが高いとされている。

また、「高年齢者の労働災害防止のための指針」において、高年齢労働者の災害防止については自らが身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要とされている。

高年齢労働者の労働災害の再発防止に寄与することを目的として、今般、「社会復帰支援指導料」の内容を拡充して、高年齢被災労働者（60歳以上）に対して、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に100点を加算できるものとしたこと。

#### 7 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用

健康保険において、食材費等の高騰を踏まえ、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」の一部が改正され、食事療養の費用の額が引き上げられたため、改正後の金額

で算定することとしたこと。

8 入院室料加算の地域区分

令和8年3月5日付け保医発0305第7号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙1-1及び1-2に基づく区分となること。

9 労災電子化加算

令和10年3月診療分まで措置するものであること。なお、当該取扱は令和8年4月1日診療分から適用すること。